

●香川県告示第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成19年香川県告示第463号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年1月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 施行者の名称
坂出市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂出都市計画道路事業 3・4・34 室町谷内線
- 3 事業施行期間
平成19年10月2日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし